

平成25年7月に発生した豪雨被害に対する災害義援金のお取扱いについて - 山形県長井市、南陽市おける災害義援金 -

平成25年7月18日・22日の両日に発生した豪雨により、山形県長井市、南陽市において被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

山形県長井市
山形県南陽市

お客様の義援金は被災地域の信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体に寄付されます。振込依頼書には、必ず送付先「山形県長井市（豪雨災害義援金）」、「山形県南陽市（豪雨災害義援金）」をご記入ください。

2. 取扱期間

平成25年8月5日（月）～平成25年9月30日（月）

3. お振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。

寄付先	口座名義	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号
山形県 長井市	長井市豪雨災害義援金口 長井市会計管理者 平 英一	米沢信用金庫 長井支店	022	普通	1063797
山形県 南陽市	南陽市豪雨災害義援金口 南陽市会計管理者 濱田俊明	米沢信用金庫 赤湯支店	021	普通	1069753

4. 振込手数料

無料（窓口の場合）

詳しくは窓口にてお尋ねください。

所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ

地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

以上